

札幌市証明等手数料条例の一部を改正する条例案

令和4年（2022年）11月29日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市証明等手数料条例の一部を改正する条例

札幌市証明等手数料条例（昭和21年条例第15号）の一部を次のように改正する。

- (1) 別表付表7の項第1号中「建築物の住戸部分又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、「(以下この項及び付表9の項において「住戸等」という。)」及び「(以下この項において「住戸認定」という。)のみ」を削り、「係る住戸等」を「係る建築物」に改め、同号ア中「住戸等に」を「建築物に」に、「付表9」を「別表付表9」に改め、「又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）」を削り、同号ア(ア)から(ケ)までの規定中「住戸等」を「建築物」に改め、同号イ中「アに」を「ア及びイに」に改め、同号イ(ア)から(ケ)までの規定中「住戸等」を「建築物」に改め、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 当該建築物に係る低炭素建築物新築等計画が低炭素基準に適合していることについて、住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準（令和4年国土交通省告示第1106号。以下「誘導仕様基準」という。）に基づく方法により確認した場合（アに掲げる場合を除く。）

(ア) 建築物の床面積の合計が150平方メートル以下のもの 18,000円

(イ) 建築物の床面積の合計が150平方メートルを超え、400平方メートル以下のもの 33,000円

(ウ) 建築物の床面積の合計が400平方メートルを超え、800平方メートル以下のもの 48,000円

- (イ) 建築物の床面積の合計が 800 平方メートルを超え、2,000 平方メートル以下のもの 69,000 円
- (オ) 建築物の床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え、4,000 平方メートル以下のもの 103,000 円
- (カ) 建築物の床面積の合計が 4,000 平方メートルを超え、8,000 平方メートル以下のもの 156,000 円
- (キ) 建築物の床面積の合計が 8,000 平方メートルを超え、17,000 平方メートル以下のもの 222,000 円
- (ク) 建築物の床面積の合計が 17,000 平方メートルを超え、25,000 平方メートル以下のもの 287,000 円
- (ケ) 建築物の床面積の合計が 25,000 平方メートルを超えるもの 326,000 円

(2) 別表付表 7 の項第 2 号中「(以下この項において「住棟認定」という。)のみ」、**「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省・国土交通省令第 1 号。以下「基準省令」という。）の規定による住宅部分の設計一次エネルギー消費量を基準省令第 4 条第 3 項第 1 号の数値とし、及び建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成 24 年経済産業省・国土交通省・環境省告示第 119 号。以下「基準告示」という。）の規定による住宅部分の設計一次エネルギー消費量を基準告示 I. 第 2 の 2 - 3 の (2) イの数値とした場合」**及び「この項及び付表 9 の項において」を削り、「**について前号の規定により算定した額を合算した額（当該申請において、基準省令の規定による住宅部分の設計一次エネルギー消費量を基準省令第 4 条第 3 項第 2 号の数値とし、及び基準告示の規定による住宅部分の設計一次エネルギー消費量を基準告示 I. 第 2 の 2 - 3 の (2) ロの数値とした場合は、当該共同住宅の全住戸部分の床面積の合計について前号の規定により算定した額）**」を「**を前号に掲げる建築物の床面積の合計とみなして同号の規定により算定した額を合算した額**」に改め、同号ア中「**又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関**」を削り、同項第 3 号を削り、同項第 4 号中「**係る住宅部分を含まない**」を「**係る**」に改め、同号ア中「**あらかじめ**」の次に「**建築物のエネルギー消費性能**」

の向上に関する法律第15条第1項に規定する」を加え、「による」を「(以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。)による」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号中「この項及び付表9の項において」及び「(次号において「複合建築物認定」という。)のみ」を削り、同号ア中「について」を「を」に改め、「第1号」の次に「に掲げる建築物の床面積の合計とみなして同号」を加え、同号ウ中「(当該申請において、基準省令の規定による住宅部分の設計一次エネルギー消費量を基準省令第4条第3項第1号の数値とし、及び基準告示の規定による住宅部分の設計一次エネルギー消費量を基準告示I.第2の2-3の(2)イの数値とした場合に限る。付表9の項第5号ウにおいて同じ。)」を削り、同号を同項第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) 複合建築物における住宅部分のみに係る計画認定の申請においては、次に掲げる額を合算した額

ア 当該複合建築物の全住戸部分の床面積の合計を第1号に掲げる建築物の床面積の合計とみなして同号の規定により算定した額

イ 当該複合建築物に共用部分がある場合においては、当該共用部分の床面積の合計について第2号(共用部分に係る部分に限る。)の規定により算定した額

(3) 別表付表7の項第6号を次のように改める。

(6) 複合建築物における住宅以外の部分のみに係る計画認定の申請においては、当該複合建築物の住宅以外の部分の床面積の合計を住宅部分を含まない建築物の床面積の合計とみなして第3号の規定により算定した額

(4) 別表付表9の項第1号中「住戸等に係る計画変更認定(以下この項において「住戸変更認定」という。)のみ」を「戸建住宅又は長屋の全体に係る計画変更認定」に、「係る住戸等」を「係る建築物」に改め、同号ア中「住戸等に」を「建築物に」に改め、「又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関」を削り、同号ア(ア)から(ケ)までの規定中「住戸等」を「建築物」に改め、同号イ中「アに」を「ア及びイに」に改め、同号イ(ア)から(ケ)までの規定中「住戸等」を「建築物」に改め、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 当該建築物に係る低炭素建築物新築等計画が低炭素基準に適合していることについて、誘導仕様基準に基づく方法により確認した場合(アに掲げる場合を除く。)

(ア) 建築物の床面積の合計が 150 平方メートル以下のもの 9,000 円

(イ) 建築物の床面積の合計が 150 平方メートルを超え、400 平方メートル以下のもの 16,500 円

(ロ) 建築物の床面積の合計が 400 平方メートルを超え、800 平方メートル以下のもの 24,000 円

(ハ) 建築物の床面積の合計が 800 平方メートルを超え、2,000 平方メートル以下のもの 34,500 円

(ニ) 建築物の床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え、4,000 平方メートル以下のもの 51,500 円

(ホ) 建築物の床面積の合計が 4,000 平方メートルを超え、8,000 平方メートル以下のもの 78,000 円

(ヘ) 建築物の床面積の合計が 8,000 平方メートルを超え、17,000 平方メートル以下のもの 111,000 円

(ト) 建築物の床面積の合計が 17,000 平方メートルを超え、25,000 平方メートル以下のもの 143,500 円

(チ) 建築物の床面積の合計が 25,000 平方メートルを超えるもの 163,000 円

(5) 別表付表 9 の項第 2 号中「(以下この項において「住棟変更認定」という。)のみ」及び「、基準省令の規定による住宅部分の設計一次エネルギー消費量を基準省令第 4 条第 3 項第 1 号の数値とし、及び基準告示の規定による住宅部分の設計一次エネルギー消費量を基準告示 I . 第 2 の 2 - 3 の (2) イの数値とした場合」を削り、「について前号の規定により算定した額を合算した額(当該申請において、基準省令の規定による住宅部分の設計一次エネルギー消費量を基準省令第 4 条第 3 項第 2 号の数値とし、及び基準告示の規定による住宅部分の設計一次エネルギー消費量を基準告示 I . 第 2 の 2 - 3 の (2) ロの数値とした場合は、当該共同住宅の全住戸部分の床面積の合計について前号の規定により算定した額)」を「を前号に掲げる建築物の床面積の合計とみなし

て同号の規定により算定した額を合算した額」に改め、同号ア中「又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関」を削り、同項第3号を削り、同項第4号中「係る住宅部分を含まない」を「係る」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号中「(次号において「複合建築物変更認定」という。)のみ」を削り、同号ア中「について」を「を」に改め、「第1号」の次に「に掲げる建築物の床面積の合計とみなして同号」を加え、同号を同項第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) 複合建築物における住宅部分のみに係る計画変更認定の申請においては、次に掲げる額を合算した額

ア 当該複合建築物の全住戸部分の床面積の合計を第1号に掲げる建築物の床面積の合計とみなして同号の規定により算定した額

イ 当該複合建築物に共用部分がある場合においては、当該共用部分の床面積の合計について第2号(共用部分に係る部分に限る。)の規定により算定した額

(6) 別表付表9の項第6号を次のように改める。

(6) 複合建築物における住宅以外の部分のみに係る計画変更認定の申請においては、当該複合建築物の住宅以外の部分の床面積の合計を住宅部分を含まない建築物の床面積の合計とみなして第3号の規定により算定した額

(7) 別表付表13の項第1号中「建築物の住戸部分(、「を含む。以下この項、付表15の項及び17の項において同じ。)」及び「(以下この項において「住戸認定」という。)のみ」を削り、「又は建築物の住戸部分の」を「又は長屋の全体の」に改め、同号ア中「建築物の住戸部分に」を「長屋の全体に」に、「付表15」を「別表付表15」に改め、「又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関」を削り、同号ア(イ)から(オ)までの規定中「建築物の住戸部分」を「長屋の全体」に改め、同号イ中「アに」を「ア及びイに」に改め、同号イ(ウ)から(カ)までの規定中「建築物の住戸部分」を「長屋の全体」に改め、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 当該戸建住宅又は長屋の全体に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が省エネ向上計画基準に適合していることについて、誘導仕様基

準に基づく方法により確認した場合（アに掲げる場合を除く。）

(7) 戸建住宅の床面積の合計が 200 平方メートル以下のもの 17,000 円

(イ) 戸建住宅の床面積の合計が 200 平方メートルを超えるもの 19,000 円

(ウ) 長屋の全体の床面積の合計が 300 平方メートル以下のもの 33,000 円

(エ) 長屋の全体の床面積の合計が 300 平方メートルを超え、2,000 平方メートル以下のもの 57,000 円

(オ) 長屋の全体の床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え、5,000 平方メートル以下のもの 103,000 円

(カ) 長屋の全体の床面積の合計が 5,000 平方メートルを超えるもの 155,000 円

- (8) 別表付表 1 3 の項第 2 号中「(以下この項において「住棟認定」という。)のみ」を削り、「基準省令の規定による住宅部分の設計一次エネルギー消費量を基準省令第 4 条第 3 項第 1 号」を「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省・国土交通省令第 1 号。以下「基準省令」という。）の規定による住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量を基準省令第 1 3 条第 3 項第 1 号」に、「共同住宅の住戸部分以外の部分（以下この項、付表 1 5 の項及び 1 7 の項において「共用部分」という。）」を「共用部分」に、「について前号」を「を前号に掲げる長屋の全体の床面積の合計とみなして同号」に、「設計一次エネルギー消費量を基準省令第 4 条第 3 項第 2 号」を「誘導設計一次エネルギー消費量を同項第 2 号」に改め、同号ア中「又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関」を削り、同項第 3 号を削り、同項第 4 号中「係る住宅部分を含まない」を「係る」に改め、同号を同項第 3 号とし、同項第 5 号中「住宅部分及び住宅以外の部分によって構成される建築物（以下この項、付表 1 5 の項及び 1 7 の項において「複合建築物」という。）」を「複合建築物」に改め、「(次号において「複合建築物認定」という。)のみ」を削り、同号ア中「について」を「を」に改め、「第 1 号」の次に「に掲げる長屋の全体の床面積の合計とみなして同号」を加え、同号ウ中「設計一次エ

エネルギー消費量」を「誘導設計一次エネルギー消費量」に、「第4条第3項第1号」を「第13条第3項第1号」に、「付表15の項第5号ウ」を「別表付表15の項第4号ウ」に改め、同号を同項第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) 複合建築物における住宅部分のみに係る計画認定の申請においては、次に掲げる額を合算した額

ア 当該複合建築物の全住戸部分の床面積の合計を第1号に掲げる長屋の全体の床面積の合計とみなして同号の規定により算定した額

イ 当該複合建築物に共用部分がある場合においては、当該共用部分の床面積の合計について第2号（共用部分に係る部分に限る。）の規定により算定した額

(9) 別表付表13の項第6号を次のように改める。

(6) 複合建築物における住宅以外の部分のみに係る計画認定の申請においては、当該複合建築物の住宅以外の部分の床面積の合計を住宅部分を含まない建築物の床面積の合計とみなして第3号の規定により算定した額

(10) 別表付表15の項第1号中「建築物の住戸部分に係る計画変更認定（以下この項において「住戸変更認定」という。）のみ」を「長屋の全体に係る計画変更認定」に、「建築物の住戸部分の床面積の合計の」を「長屋の全体の床面積の合計の」に改め、同号ア中「建築物の住戸部分に」を「長屋の全体に」に改め、「又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関」を削り、同号ア(イ)から(オ)までの規定中「建築物の住戸部分」を「長屋の全体」に改め、同号イ中「アに」を「ア及びイに」に改め、同号イ(ウ)から(カ)までの規定中「建築物の住戸部分」を「長屋の全体」に改め、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 当該戸建住宅又は長屋の全体に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が省エネ向上計画基準に適合していることについて、誘導仕様基準に基づく方法により確認した場合（アに掲げる場合を除く。）

(7) 戸建住宅の床面積の合計が200平方メートル以下のもの 8,500円

(イ) 戸建住宅の床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 9,500円

0円

(ウ) 長屋の全体の床面積の合計が300平方メートル以下のもの 16,500円

(エ) 長屋の全体の床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの 28,500円

(オ) 長屋の全体の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの 51,500円

(カ) 長屋の全体の床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの 77,500円

(11) 別表付表15の項第2号中「(以下この項において「住棟変更認定」という。)のみ」を削り、「設計一次エネルギー消費量を基準省令第4条第3項第1号」を「誘導設計一次エネルギー消費量を基準省令第13条第3項第1号」に、「について前号」を「を前号に掲げる長屋の全体の床面積の合計とみなして同号」に、「設計一次エネルギー消費量を基準省令第4条第3項第2号」を「誘導設計一次エネルギー消費量を同項第2号」に改め、同号ア中「又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関」を削り、同項第3号を削り、同項第4号中「係る住宅部分を含まない」を「係る」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号中「(次号において「複合建築物変更認定」という。)のみ」を削り、同号ア中「について」を「を」に改め、「第1号」の次に「に掲げる長屋の全体の床面積の合計とみなして同号」を加え、同号を同項第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) 複合建築物における住宅部分のみに係る計画変更認定の申請においては、次に掲げる額を合算した額

ア 当該複合建築物の全住戸部分の床面積の合計を第1号に掲げる長屋の全体の床面積の合計とみなして同号の規定により算定した額

イ 当該複合建築物に共用部分がある場合においては、当該共用部分の床面積の合計について第2号(共用部分に係る部分に限る。)の規定により算定した額

(12) 別表付表15の項第6号を次のように改める。

(6) 複合建築物における住宅以外の部分のみに係る計画変更認定の申請に

においては、当該複合建築物の住宅以外の部分の床面積の合計を住宅部分
を含まない建築物の床面積の合計とみなして第3号の規定により算定し
た額

(13) 別表付表17の項第1号中「建築物の住戸部分」を「長屋の全体」に改め、
「のみ」を削り、同項第2号中「のみ」を削り、「について別表付表13の項
第1号アの規定により算定した額を」を「を同項第1号に掲げる長屋の全体
の床面積の合計とみなして同号アの規定により算定した額を」に、「について
別表付表13の項第1号アの規定により算定した額)」を「を同付表13の項
第1号に掲げる長屋の全体の床面積の合計とみなして同号アの規定により算
定した額)」に改め、同項第3号中「係る住宅部分を含まない」を「係る」に、
「別表付表13の項第4号ア」を「別表付表13の項第3号ア」に改め、同
項第4号中「のみ」を削り、同号ア中「について」を「を長屋の全体の床面
積の合計とみなして」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表付表7の項、9の項、13の項、15の項及び17の項の規
定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前
の申請（同日前に札幌市証明等手数料条例別表第33の4の項第1号の申請
があった低炭素建築物新築等計画に係る同項第3号の申請及び同日前に同表
第33の5の項第4号の申請があった建築物エネルギー消費性能向上計画に
係る同項第6号の申請を含む。）に係る手数料については、なお従前の例によ
る。

（理 由）

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部改正等に伴い、低炭素
建築物新築等計画の認定等に係る申請単位の一部を削除するとともに、エネル
ギー消費性能に係る新たな評価方法に基づく当該認定等に係る申請手数料を定
める等のため、本案を提出する。